

平成 24 年 7 月 9 日
FoE Japan

平成 24 年度「違法伐採対策・合法木材普及推進事業」
需要者・消費者に対する普及啓発事業
民間企業等を対象としたセミナーの開催、展示会への出展等の普及活動

需要側企業に対する合法木材利用促進活動について（案）

【目的】

合法木材の一層の利用促進をはかるためには、木材供給企業のみならず木材需要企業や最終消費者の合法木材に対する認知度を向上することが欠かせない。これまでも木材消費量の多い住宅産業を対象に利用促進をはかってきたが、同産業の顧客はあくまで施主であり、より幅広い層への働きかけが必要である。

そこで本活動では、主に最終消費者を顧客とする小売業を対象を絞込み、合法木材に対する意識向上のみならず、調達方針の策定など即効性のあるアクションにつながるような実務的な情報提供の場となるダイアログや、研究会、またはセミナーを開催し、幅広い木材需要企業の合法木材利用促進につなげる。

【活動内容】

- 小売業大手 5～10 社程度と個別にダイアログを実施（7 月～10 月）
 - 情報提供に合わせ、業界の状況やニーズを把握した上で、彼らの可能な範囲でのアクション案を提案、検討してもらう。
- 各社ごとの研究会、または通常の形式での小売業界を対象としたセミナーを開催（10 月～1 月）
 - 案 1：各社ごとに協力企業やグループ企業を対象とした研究会／勉強会を開催する
 - 案 2：10 社程度の企業との個別ダイアログを通して、セミナーの告知も実施し、東京と大阪（または別な地方都市）にて開催する。

【期待する効果】

- 小売業者の合法木材に対する認識が向上する。
- 小売業者の 2～3 社が取り扱っている木質原料を使用した製品の合法性についての現状把握や問い合わせをはじめ。
- 小売業者の 1～2 社が木質原料を使用した製品の調達方針の策定に向けて取組みをはじめ